

VI 補償等の特例その他

1 特殊公務に従事する職員の特例

(1) 趣 旨

警察官、消防吏員等である職員は、その任務の遂行に当たって高度の危険が予測されるにもかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならない場合があることを考慮して、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講ずることとしています。

(2) 対象となる職員及び職務

次の表の左欄に掲げる職員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、右欄の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害がこれに該当します。

職 員	職 務
警 察 官	① 犯罪の捜査 ② 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 ③ 勾引状、勾留状又は収容状の執行 ④ 犯罪の制止 ⑤ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
警察官以外の 警 察 職 員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官が上欄の①から⑤に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消 防 吏 員	① 火災の鎮圧 ② 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
麻 薬 取 締 員	① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 ② 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 ③ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
災害応急対策 従 事 職 員	① 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦 〈災害応急対策従事職員とは…〉 災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員をいいます。

(3) 加算措置

特殊公務災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係るそれぞれの補償の額に次の表に掲げる率を乗じて得た額を加算した額を補償の額とするものです。

また、補償と併せて支給される傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金の額についても、加算後の補償の額を基礎として算定されます。

補 償		区 分	加 算 率
傷 病 補 償 年 金		第 1 級	$\frac{40}{100}$
		第 2 級	$\frac{45}{100}$
		第 3 級	$\frac{50}{100}$
障 害 補 償	年 金	第 1 級	$\frac{40}{100}$
		第 2 級	$\frac{45}{100}$
	一 時 金	第 3 級～第 7 級 第 8 級～第 14 級	$\frac{50}{100}$
遺 族 補 償	年 金		$\frac{50}{100}$
	一 時 金		$\frac{50}{100}$

2 船員である職員の特例

船員である職員の補償等は、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次の表のとおり特例が設けられています。

補償等	特例措置																				
療養補償	通常の補償のほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事で療養上相当と認められるものが支給されます。																				
休業補償	災害発生日から4月間は、平均給与額の100/100が支給されます。																				
障害補償一時金	通常の額に次の表の額を加算した額が支給されます。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>額</th> <th>障害等級</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8級</td> <td>平均給与額×97</td> <td>第12級</td> <td>平均給与額×24</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>〃 ×59</td> <td>第13級</td> <td>〃 ×19</td> </tr> <tr> <td>第10級</td> <td>〃 ×58</td> <td>第14級</td> <td>〃 ×4</td> </tr> <tr> <td>第11級</td> <td>〃 ×47</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	額	障害等級	額	第8級	平均給与額×97	第12級	平均給与額×24	第9級	〃 ×59	第13級	〃 ×19	第10級	〃 ×58	第14級	〃 ×4	第11級	〃 ×47		
	障害等級	額	障害等級	額																	
	第8級	平均給与額×97	第12級	平均給与額×24																	
	第9級	〃 ×59	第13級	〃 ×19																	
第10級	〃 ×58	第14級	〃 ×4																		
第11級	〃 ×47																				
遺族補償一時金	平均給与額×1,080が支給されます。																				
予後補償	治ゆしたときに勤務できない（出帆していて船に乗れない）場合に、その勤務することができない期間（1月を限度とする。）、次の額が支給されます。 1日につき 平均給与額×60/100 （給与が支給されている場合は、その額を差し引いた額）																				
行方不明補償	公務上行方不明となったとき、被扶養者に対してその行方不明の間（翌日から3月を限度とします。）、次の額が支給されます。 1日につき 平均給与額×100/100 〔給与が支給される時、又は行方不明期間が1月未満のときは、支給されません。〕																				
平均給与額	算定基礎に、日額旅費のうち、所定の航海日当を加えます。																				
休業援護金	予後補償が支給される場合に、1日につき、原則平均給与額×20/100が支給されます。																				
特別給付金	障害特別給付金、遺族特別給付金及び障害差額特別給付金の算定については、特例措置後の補償の額を基礎として算出されます。																				
一部負担金	通勤災害に係る一部負担金は、納付を要しません。																				

その他、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金についても加算措置がとられています。

3 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

(1) 制度の概要

公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（法第46条の規定が適用される場合を除く。以下「国際緊急援助活動特例災害」という。）には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付会等について特例的に加算措置を講じることとしている。

○加算措置

国際緊急援助活動特例災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係るそれぞれの補償の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額をもって補償の額とするものである。

補 償		区 分	加 算 率
傷 病 補 償 年 金		第 1 級	$\frac{40}{100}$
		第 2 級	$\frac{45}{100}$
		第 3 級	$\frac{50}{100}$
障 害 補 償	年 金	第 1 級	$\frac{40}{100}$
		第 2 級	$\frac{45}{100}$
	一 時 金	第 3 級～第 7 級 第 8 級～第 14 級	$\frac{50}{100}$
遺 族 補 償	年 金		$\frac{50}{100}$
	一 時 金		$\frac{50}{100}$

4 補償等の制限

(1) 補償が制限される場合の補償の種類及び減額される額は、次の表のとおりです。

	区 分	補償の種類	減 額 さ れ る 額
ア	公務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故が被災職員の故意の犯罪又は重大な過失によるものである場合	傷病補償年金 障 害 補 償 休 業 補 償 予 後 補 償	補償の額の100分の30に相当する額
イ	正当な事由なくして療養に関する指示に従わないことにより公務上若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合	休 業 補 償 予 後 補 償	原因となる行為1回につき10日間分の額
		傷病補償年金	原因となる行為1回につき年金額の365分の10に相当する金額

(注) アの場合の制限期間は、療養を開始した日から3年以内です。

(2) 上記(1)アの事由により傷病補償年金又は障害補償が減額して支給される場合には、これらに付随して支給される福祉事業の特別支給金及び特別給付金の額についても、その100分の30に相当する額が減額されます。

5 他の法令による給付との調整

(1) 年金たる補償に係る調整

ア 同一の事由（障害又は死亡）によって、年金たる補償と国民年金法等他の法令の規定による年金たる給付が併給される場合は、基金による所定の年金たる補償の年額に次表に掲げる調整率を乗じて得た額に調整されます。

イ アによる調整後の年金たる補償の額が、所定の年金たる補償の額から同一事由により支給される他の法令による年金たる給付の額（他の法令による給付が二ある場合は、それぞれの給付の額の合算額）を控除した後の額を下回るときは、その控除した後の額が年金たる補償の額として支給されます。

補償の種類	併給される年金	調整率 1 (注 1)	調整率 2 (注 2)
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)
	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級又は第2級は0.91)
	障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)

補償の種類	併給される年金	調整率1 (注1)	調整率2 (注2)
障害補償年金	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83	0.89 (第1級又は第2級は0.88)
	障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
	旧国民年金法による障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80	0.87
	遺族厚生年金等 (当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	0.89
	遺族基礎年金 遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88	0.92

補償の種類	併給される年金	調整率1 (注1)	調整率2 (注2)
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 〔旧船員保険の遺族年金〕	0.80	0.87
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 〔旧厚生年金保険の遺族年金〕	0.80	0.87
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 〔旧国民年金の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金〕	0.90	0.93

注1 調整率1 法第46条に規定する特殊公務災害補償及び政令第10条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率

注2 調整率2 法第46条に規定する特殊公務災害補償及び政令第10条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率

(2) 休業補償に係る調整

同一の事由によって休業補償と障害厚生年金等その他が併給される場合には、所定の休業補償の額に次表に掲げる調整率を乗じて得た額に調整されます。ただし、調整後の額が調整前の休業補償の額から同一事由により支給される障害厚生年金等その他年額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合は、その合計額）を365で除して得た額を控除した後の額を下回る場合は、その控除した後の額が休業補償の額として支給されます。

併給される年金	調整率
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧国民年金法による障害年金	0.89

6 通勤災害に係る一部負担金

通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員は、一部負担金として200円を基金に納入する必要があります。

ただし、次に掲げる者は除かれますので、実務上、一部負担金を納入する必要がある事案は極めて稀です。

- (1) 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
- (5) 政令第3条に規定する船員

7 年金等の支給方法

年金等の支給及び支払は、次に掲げる表のとおりです。

区 分	支払期月	備 考
傷病補償年金	毎年2月	・支給期間 支給すべき事由が生じた月の翌月から支給を受ける権利が消滅した月まで ・支払方法 支払期月ごとに前月分までの支給額を受給権者の預金口座に振込みます。
障害補償年金	4月	
遺族補償年金	6月	
奨学援護金	8月	
就労保育援護金	10月	
傷病特別給付金	12月	
障害特別給付金		
遺族特別給付金		

8 未支給の補償等

未支給の補償・福祉事業とは、各補償等の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償又は福祉事業でまだその者に支給しなかったものをいいます。

請求（申請）できる者（以下「請求権者」という。）は、死亡した受給権者と生計同一関係にあった配偶者（内縁の妻又は夫を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、これらの者がいない場合は死亡した受給権者の相続人で、この順序による最先順位者です。

なお、傷病補償年金については、請求によることなく基金が職権で支給します。遺族補償年金については、年金の転給を受ける者がある場合はその者が、年金の転給を受ける者がいない場合は死亡した受給権者の相続人が請求権者となります。

VII 平均給与額の算定

平均給与額は、被災職員の1日当たりの給与の平均額を意味するもので、公務災害補償制度により支給される補償は、療養補償と介護補償を除き、すべてこの平均給与額を基礎として、これに一定の係数又は日数を乗ずることによって決定しますので、平均給与額は誤りなく算定してください。(葬祭補償における平均給与額は、最高限度額の適用がないので、遺族補償での平均給与額と異なる場合があることに注意が必要です。)

なお、障害補償等の請求が予想される事案では、平均給与額算定の根拠資料が文書保存年限経過で廃棄されないよう、所属において資料を保全する必要があります。

1 平均給与額の算定基礎となる給与

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類は、給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当(3月を超える期間ごとに支給されるもの及び臨時に支給されるものを除く。)であり、政令第1条に規定するいわゆる常勤的非常勤職員にあっては、これらの給与に相当する給与とされています。

なお、平成13年4月1日から平成14年11月30日までの間は、特例一時金をこれらの給与に含むこととされています。

2 平均給与額の算定方法

(1) 原則計算(法第2条第4項本文)ー平均給与額算定書(A)欄ー

負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)の属する月の前月の末日から起算して過去3月間(その期間内に職員になった者については、その職員になった日までの間)にその被災職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数(暦日数による。以下同じ。)で除して計算します。

- ・過去3月間に支払われた給与の総額とは、その間の勤務に対し職員に支払われるべき給与の意味であり、例えば時間外勤務手当、特殊勤務手当等のように翌月に支払われる給与も、勤務した月に支払われたものとして計算します。
- ・過去3月間の総日数とは、勤務した日数ではなく暦日数です。
- ・過去3月間の勤務した日数には、現実に勤務した日数だけでなく、有給休暇、祝祭日等の日数も含まれます。
- ・過去3月間に採用された職員については、採用の日から前月の末日までの期間について計算し

ます。

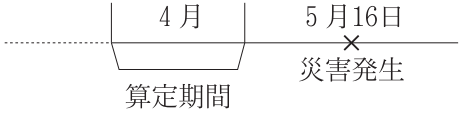
- 給与のベースアップ、昇給、昇格等が遡って実施され、本来その月に支給されるべき給与の差額が追給された場合は、改定後の額により平均給与額の再計算を行います。なお、マイナス改定の場合は通常遡及改定は行われなため再計算の必要はないと考えられますが、改定給与条例等の改正適用年月日で確認する必要があります。

通勤手当は、過去3月間の各月ごとに支給日があるもの（実際に支払われたもの）と、その月には支給日はないがその月前の直近の支給日に支給を受けたものそれぞれについて、当該通勤手当に係る支給単位期間（3か月、6か月等）の月数で除して得た額の各月ごとの合計額を「給料の総額」に加えます。また、災害発生の日の属する月の前月までに条例等の規定による返納事由が発生した月（以下「返納事由発生月」という。）があるときは、返納後の額のそれぞれについて、支給単位期間の最初の月から返納事由発生月までの月数で除して得た額を「給与の総額」に加えます。なお、実務上各月ごとの合計額に端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行いません（分数表記により取り扱う。）。

通勤手当の計算例

4/1 (通勤手当支給)	5/1 (通勤手当支給)	6/1	7/1
(算 定 期 間)			7/15被災 ×
通勤手当支給額	4月 20,000円 (支給単位期間：1か月)	5月 100,000円 (支給単位期間：6か月)	6月 5月に一括支給されているため、支給なし
規則第3条第5項の各月ごとの合計額	4月 20,000円	5月 16,666円 $\frac{2}{3}$ (=100,000円÷6か月)	6月 16,666円 $\frac{2}{3}$ (=100,000円÷6か月)
4/1 (通勤手当支給)	5/1	6/1 (通勤手当支給)	7/1
(算 定 期 間)			7/15被災 ×
	▲ (返納事由発生月)		
通勤手当支給額	4月 120,000円 (支給単位期間：6か月)	5月 4月に一括支給されているため、支給なし 〔※5月に返納事由が発生：返納額75,000円〕	6月 60,000円 (支給単位期間：4か月)
規則第3条第5項の各月ごとの合計額	4月 22,500円 (= (120,000円-75,000円) ÷ 2か月)	5月 22,500円 (= (120,000円-75,000円) ÷ 2か月)	6月 15,000円 (=60,000円÷4か月)

計 算 例 (1)	原 則 計 算			〔 ケース 〕 10月24日に災害を受けた場合																																																																							
〔 図 解 〕																																																																											
<p style="text-align: center;"> 7 月 8 月 9 月 10月24日 </p> <p style="text-align: center;"> 算定期間 × 災害発生 </p>																																																																											
〔 給与内訳 〕																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">給 与 期 間</th> <th style="width: 20%;">7 月 1 日 から 7 月 31 日 まで</th> <th style="width: 20%;">8 月 1 日 から 8 月 31 日 まで</th> <th style="width: 20%;">9 月 1 日 から 9 月 30 日 まで</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 日 数</td> <td style="text-align: center;">31日</td> <td style="text-align: center;">31日</td> <td style="text-align: center;">30日</td> <td style="text-align: center;">92日 …… A</td> </tr> <tr> <td>勤務した日数</td> <td style="text-align: center;">23日</td> <td style="text-align: center;">21日</td> <td style="text-align: center;">22日</td> <td style="text-align: center;">66日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">給 与</td> <td>給 料</td> <td style="text-align: right;">253,700円</td> <td style="text-align: right;">253,700円</td> <td style="text-align: right;">253,700円</td> <td style="text-align: right;">761,100円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td style="text-align: right;">20,500円</td> <td style="text-align: right;">20,500円</td> <td style="text-align: right;">20,500円</td> <td style="text-align: right;">61,500円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td style="text-align: right;">27,420円</td> <td style="text-align: right;">27,420円</td> <td style="text-align: right;">27,420円</td> <td style="text-align: right;">82,260円</td> </tr> <tr> <td>住 居 手 当</td> <td style="text-align: right;">7,500円</td> <td style="text-align: right;">7,500円</td> <td style="text-align: right;">7,500円</td> <td style="text-align: right;">22,500円</td> </tr> <tr> <td>通 勤 手 当</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td style="text-align: right;">10H 19,160円</td> <td style="text-align: right;">9H 17,244円</td> <td style="text-align: right;">12H 22,992円</td> <td style="text-align: right;">31H 59,396円</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>宿日直手当</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">338,280円</td> <td style="text-align: right;">336,364円</td> <td style="text-align: right;">342,112円</td> <td style="text-align: right;">1,016,756円 …… B</td> </tr> </tbody> </table>					給 与 期 間	7 月 1 日 から 7 月 31 日 まで	8 月 1 日 から 8 月 31 日 まで	9 月 1 日 から 9 月 30 日 まで	計	総 日 数	31日	31日	30日	92日 …… A	勤務した日数	23日	21日	22日	66日	給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円	地 域 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円	時間外勤務手当	10H 19,160円	9H 17,244円	12H 22,992円	31H 59,396円	特殊勤務手当	円	円	円	円	宿日直手当	円	円	円	円		円	円	円	円		円	円	円	円	計	338,280円	336,364円	342,112円	1,016,756円 …… B
給 与 期 間	7 月 1 日 から 7 月 31 日 まで	8 月 1 日 から 8 月 31 日 まで	9 月 1 日 から 9 月 30 日 まで	計																																																																							
総 日 数	31日	31日	30日	92日 …… A																																																																							
勤務した日数	23日	21日	22日	66日																																																																							
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円																																																																						
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円																																																																						
	地 域 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円																																																																						
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円																																																																						
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円																																																																						
	時間外勤務手当	10H 19,160円	9H 17,244円	12H 22,992円	31H 59,396円																																																																						
	特殊勤務手当	円	円	円	円																																																																						
	宿日直手当	円	円	円	円																																																																						
		円	円	円	円																																																																						
		円	円	円	円																																																																						
計	338,280円	336,364円	342,112円	1,016,756円 …… B																																																																							
〔 計算方法 〕																																																																											
<p>◎ 平均給与額 = $\frac{7、8、9月の給与総額}{7、8、9月の総日数} = \frac{B}{A} = \frac{1,016,756円}{92} = 11,051^{68}円$</p>																																																																											

計 算 例 (2)	原 則 計 算	〔 ケー ス 〕 4 月 1 日 に 採 用 さ れ た 者 が 、 5 月 16 日 に 災 害 を 受 け た 場 合																																	
〔 図 解 〕																																			
<p>採用 (4. 1)</p> 	〔 給 与 内 訳 〕																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給 与 期 間</th> <th>4 月 1 日 から 4 月 30 日 まで</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 日 数</td> <td>30 日</td> <td>30 日</td> </tr> <tr> <td>勤 務 し た 日 数</td> <td>22 日</td> <td>22 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">給 与</td> <td>給 料</td> <td>129,800 円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td>12,980 円</td> </tr> <tr> <td>住 居 手 当</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>通 勤 手 当</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>時 間 外 勤 務 手 当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特 殊 勤 務 手 当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>宿 日 直 手 当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>161,780 円</td> <td>161,780 円</td> </tr> </tbody> </table>	給 与 期 間	4 月 1 日 から 4 月 30 日 まで	計	総 日 数	30 日	30 日	勤 務 し た 日 数	22 日	22 日	給 与	給 料	129,800 円	扶 養 手 当	0 円	地 域 手 当	12,980 円	住 居 手 当	7,000 円	通 勤 手 当	12,000 円	時 間 外 勤 務 手 当	円	特 殊 勤 務 手 当	円	宿 日 直 手 当	円		円		円	計	161,780 円	161,780 円	
給 与 期 間	4 月 1 日 から 4 月 30 日 まで	計																																	
総 日 数	30 日	30 日																																	
勤 務 し た 日 数	22 日	22 日																																	
給 与	給 料	129,800 円																																	
	扶 養 手 当	0 円																																	
	地 域 手 当	12,980 円																																	
	住 居 手 当	7,000 円																																	
	通 勤 手 当	12,000 円																																	
	時 間 外 勤 務 手 当	円																																	
	特 殊 勤 務 手 当	円																																	
	宿 日 直 手 当	円																																	
		円																																	
		円																																	
計	161,780 円	161,780 円																																	
〔 計 算 方 法 〕																																			
<p>◎ 平均給与額 = $\frac{4 \text{ 月の給与}}{4 \text{ 月の総日数}} = \frac{161,780 \text{ 円}}{30} = 5,392^{\text{※}}$ 円</p>																																			

(2) 最低保障計算（法第 2 条第 4 項ただし書）－平均給与額算定書(B)欄－

過去 3 月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるため、過去 3 月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額が著しく低くなり公正を欠くこととなる。そこで、このような場合を救済するために最低保障として法が定める特別の計算を行い、これらの額が原則計算により得られた額より高額となる場合には、これらの額が平均給与額となります。

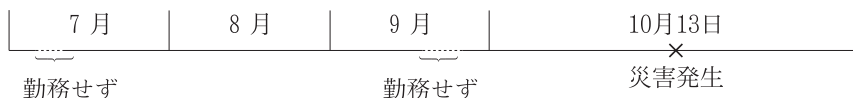
(3) 控除計算（法第 2 条第 6 項）－平均給与額算定書(C)欄・(C') 欄－

過去 3 月間に勤務しなかった期間があるときは、給与が通常に比して減少しているか又は支払われていないため、原則計算による額が低くなるので、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、被災職員に不利にならないように、過去 3 月間に次に掲げる日がある場合には、その日数及びその間の給与は、控除して計算します。

- ① 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日（年次休暇等であっても療養のために勤務することができなかつた日を含む。）
 - ② 被災職員が、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかつた日
 - ③ 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日・承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 - ④ 地方公共団体の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかつた日
 - ⑤ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
 - ⑥ 親族の傷病の看護のため勤務することができなかつた日
 - ⑦ 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかつた日
 - ⑧ 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日
- ・控除日の属する月の給与及び当該月の暦日数を基礎として控除計算をします。
 - ・控除すべき日には、勤務を要しない日等も含み、また、1日のうちその一部を勤務しなかつた場合についても1日分として控除します。
 - ・病気休暇の日のほか、負傷等で療養のため勤務することができなかつたと認めるすべての日を控除します。

計 算 例 (3)	控 除 計 算	〔 ケース 〕 10月13日に公務上負傷したが、7月9日から7月13日までと9月19日から9月22日まで、私病で休んでいた場合
-----------	---------	--

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	21日	22日	66日	
控 除 日 数	5日	日	4日	9日	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	地 域 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	10H 19,160円	9H 17,244円	12H 22,992円	31H 59,396円
	宿日直手当	円	円	円	円
	日 額 特 勤	@230 4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
		円	円	円	円
計	342,650円	342,114円	346,482円	1,031,246円	

[計算方法]

- ◎ 原則計算による額
 $1,031,246円 \div 92日 = 11,209^{18}円 \dots\dots A$
- ◎ 控除計算による額
 (控除日数)
 7月…5日 9月…4日 (勤務を要しない日を含む)
 (控除すべき給与)
 $\{給料 + 扶養手当 + 地域手当 + 住居手当 + 通勤手当\} \div (暦日数) \times (控除日数)$ で求める
 7月分 $319,120円 \div 31日 \times 5日 = 51,470^{19}円 \dots\dots a$
 9月分 $319,120円 \div 30日 \times 4日 = 42,549^{20}円 \dots\dots b$
 $a + b = 94,020^{21}円 \dots\dots 94,020円$
 (控除計算)
 $(給与総額 - 控除すべき給与) \div (総日数 - 控除日数)$
 $= (1,031,246円 - 94,020^{21}円) \div (92日 - 9日) = 937,225^{21}円 \div 83日 = 11,291^{22}円 \dots\dots B$
- ◎ 平均給与額 (A、Bの比較) $11,209^{18}円 < 11,291^{22}円$

計 算 例 (4)	控 除 計 算	〔 ケース 〕 10月14日に通勤災害で負傷したが、8月12日から8月24日まで療養のために休業していた場合
-----------	---------	---

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	12日	22日	57日	
控 除 日 数	日	13日	日	13日	
給 与	給 料	253,700円	152,220円	253,700円	659,620円
	扶 養 手 当	20,500円	12,300円	20,500円	53,300円
	地 域 手 当	27,420円	16,452円	27,420円	71,292円
	住 居 手 当	7,500円	4,500円	7,500円	19,500円
	通 勤 手 当	10,000円	6,000円	10,000円	26,000円
	時間外勤務手当	6H 11,118円	2H 3,832円	5H 9,580円	13H 24,530円
	特殊勤務手当	22,833円	13,699円	22,833円	59,365円
	宿日直手当	円	円	円	円
	日 額 特 勤	@230 4,370円	2,760円	5,060円	12,190円
		円	円	円	円
計	357,441円	211,763円	356,593円	925,797円	

[計算方法]

◎ 原則計算による額 $925,797円 \div 92日 = 10,063^{11}円 \dots\dots A$

◎ 控除計算による額

(控除日数) 13日 (8月12日～24日)

(減額された給与の額)

{給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当+月額特勤手当} = 136,782円

(控除すべき給与)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(減額前の)} \\ \text{(給 料)} \end{array} \right. \text{(減額前の)} \text{(扶養手当)} \text{(減額前の)} \text{(地域手当)} \text{(減額前の)} \text{(住居手当)} \text{(減額前の)} \text{(通勤手当)} \text{(減額前の)} \text{(月額特勤)} \text{(8月の)} \text{(暦日数)} \left. \right\} \text{(控除)} \text{(日数)} \text{(減額された)} \text{(給 与 の 額)}$$

$$= (253,700 + 20,500 + 27,420 + 7,500 + 10,000 + 22,833) \text{円} \div 31 \times 13 - 136,782 \text{円}$$

$$= 341,953 \text{円} \div 31 \text{日} \times 13 \text{日} - 136,782 \text{円}$$

$$= 6,617^{12} \text{円}$$

(控除計算)

$(925,797 \text{円} - 6,617^{12} \text{円}) \div (92 \text{日} - 13 \text{日}) = 919,179 \text{円} \div 79 \text{日} = 11,635^{18} \text{円} \dots\dots B$

◎ 平均給与額 (A、Bの比較) $10,063^{11} \text{円} < 11,635^{18} \text{円}$

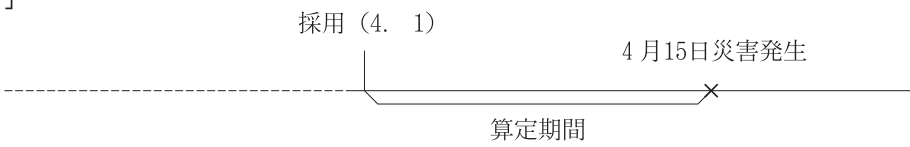
(4) 過去3月間に全く給与を受けていない場合等に災害を受けたとき（規則第3条第1項）

ー平均給与額算定書(D)欄ー

一般的に、過去3月間に支払われた給与がある場合には、これまで述べた計算方法により平均給与額を算定することができますが、過去3月間に全く給与を受けていない場合には、平均給与額を算定することは、不可能となります。

また、たとえ支払われる給与があっても、控除計算による控除事由が過去3月間の全日数にわたる場合に、その額をもとに平均給与額を算定したのでは、著しく公正を欠くこととなる場合もあります。

そこで、給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合は、その期間経過後初めて給与を受けるに至った日、控除事由の存する期間が過去3月間の全日数にわたる場合は、控除事由のやんだ日、採用の日の属する月に災害を受けた場合は、採用の日から起算して、それぞれ災害発生の日までの期間に支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額が平均給与額となります。

計 算 例 (5)	過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算	〔 ケース 〕 4月1日に採用され、4月15日に災害を受けた場合																
<p>[図 解]</p>  <p style="text-align: center;">採用 (4. 1) 4月15日災害発生</p> <p style="text-align: center;">----- -----x----- 算定期間</p>																		
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 採用の日から災害発生までに支払われた給与の総額（4月1日から4月15日までの給与総額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(給料)</td> <td style="text-align: center;">(扶養手当)</td> <td style="text-align: center;">(地域手当)</td> <td style="text-align: center;">(住居手当)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$(129,800 \times \frac{15-4}{30-8})$</td> <td style="text-align: center;">$+ (16,000 \times \frac{15-4}{30-8})$</td> <td style="text-align: center;">$+ (14,580 \times \frac{15-4}{30-8})$</td> <td style="text-align: center;">$+ (7,500 \times \frac{15-4}{30-8})$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(通勤手当)</td> <td style="text-align: center;">(時間外勤務手当)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$+ (12,000 \times \frac{15-4}{30-8})$</td> <td style="text-align: center;">$+ 4,790$</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">$= 94,730$</td> </tr> </table> <p>(注) この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は8日であり、4月1日～4月15日における勤務を要しない日の日数は4日である。</p> <p>◎ 平均給与額</p> $\frac{4月1日～4月15日までの給与総額}{4月1日～4月15日までの総日数} = \frac{94,730円}{15日} = 6,315.33円$			(給料)	(扶養手当)	(地域手当)	(住居手当)	$(129,800 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (16,000 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (14,580 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (7,500 \times \frac{15-4}{30-8})$	(通勤手当)	(時間外勤務手当)			$+ (12,000 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ 4,790$	$= 94,730$	
(給料)	(扶養手当)	(地域手当)	(住居手当)															
$(129,800 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (16,000 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (14,580 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ (7,500 \times \frac{15-4}{30-8})$															
(通勤手当)	(時間外勤務手当)																	
$+ (12,000 \times \frac{15-4}{30-8})$	$+ 4,790$	$= 94,730$																

(5) 採用された日に災害を受けた場合（規則第3条第2項）－平均給与額算定書(E)欄－

これまでに述べた各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算では、現実に支払われると否とにかかわらず、災害発生の日において給与法令上その被災職員について決定されている給与の月額、扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当の月額並びにへき地手当の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額（給与が日額で定められている常勤的非常勤職員にあっては、当該職員の給与の日額に25（地方自治法第4条の2の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあつては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあつては23）を乗じて得た額。以下「基本的給与」という。）を30で除して得た額が平均給与額となります。

「扶養手当の月額」とは、被災職員の扶養親族数に応じて算出した額をいうものですので、例えば、月の中で採用された場合、給与法令上は当該月に係る扶養手当は支給されませんが、この場合であっても平均給与額算定の基礎に含めることとなります。

計 算 例 (6)	採用された日に災害を受けた場合の計算	〔 ケース 〕 4月1日に採用され、同日に災害を受けた場合
<p>[図 解]</p> <div style="text-align: center;"> <p>採用 (4. 1)</p> <p>↓</p> <p>----- ✕ -----</p> <p>災害発生</p> </div>		
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 平均給与額 (基本的給与) ÷ 30 = { (給料) + (扶養手当) + (地域手当) + (特地勤務手当) + (へき地手当) + (単身赴任手当) } ÷ 30 = (181,100円 + 0円 + 5,433円 + 0円 + 0円 + 0円) ÷ 30 = 6,217²⁵円</p>		

(6) 比較計算（規則第3条第3項）－平均給与額算定書(F)欄－

これまで述べてきた平均給与額の計算は、災害発生の時点において行うものです。したがって、この平均給与額は、災害発生当時に行う補償の基礎としては妥当なものといえることができます。しかし、例えば数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治癒したため障害補償の支給事由が生ずる場合等においても、なお当初の平均給与額を基礎とする方法は、その間のベースアップ等による給与水準の変化等を考慮すれば、必ずしも妥当なものとはいえず、この計算方法のみによるとすれば、他との均衡上公正を欠くと認められる場合も生じます。

そこで、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして規則第3条第2項の規定によって平均給与額を計算し、この額が、上述の第1・第2の計算によって得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

「補償を行うべき事由の生じた日」とは次のとおりです。

休業補償 —— 療養のために勤務することができず、給与を受けない日

傷病補償年金 —— 療養開始後1年6月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

障害補償 —— 負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日

遺族補償、葬祭補償 —— 死亡した日

計 算 例 (7)	比 較 計 算	〔 ケース 〕 平成18年7月16日に被災し、約2年の療養を継続した後、平成20年6月26日に後遺障害（障害等級に該当する。）を残し治った場合
<p>[図 解]</p> <p style="text-align: center;"> 4 月 5 月 6 月 18. 7.16 20. 6.26 </p> <p style="text-align: center;"> 原則計算の算定期間 × 災害発生 治ゆ </p>		
[給与内訳]	平成18年4、5、6月の給与総額 平成20年6月26日現在の基本的給与額	490,290円 166,870円
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 原則計算</p> $\frac{4、5、6月の給与総額}{4、5、6月の総日数} = \frac{490,290円}{91日} = 5,387^{80}円…… A$ <p>◎ 規則第3条第3項による計算</p> $平成20年6月26日現在の基本的給与額 \div 30 = \frac{166,870円}{30} = 5,562^{33}円…… B$ <p>◎ 平均給与額（A、Bの比較） 5,387⁸⁰円 < 5,562³³円</p>		

(7) その他の算定方法

(ア) 災害発生の日属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（規則第3条第4項）－平均給与額算定書(G)欄－

災害発生の日属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合、その平均給与額は、以後補償事由の発生日の区分ごとに総務省の告示によるスライド率に応じ自動的に改定されます。

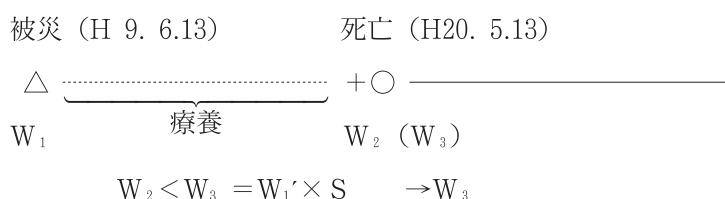
一方、災害発生後相当期間経過後に補償事由が生じた場合には、通常は被災時における平均給与額より補償事由発生日における平均給与額が高くなることの方が多いので、上記の者に比して、補償事由発生日までの間年金スライド率が反映されない分だけ不均衡が生ずることが考えられます。

年金たる補償の額の自動改定（「総務大臣の定める期間の区分」及び「総務大臣の定める率」）の制度が施行されたことに伴い、例えば平成9年度中に発生した事故又は、診断によってその発生が確定した疾病で、平成20年4月1日以降に補償を行うべき事由が生じたものの平均給与

額の算定は、被災（死亡）時における平均給与額に、補償事由発生日の属する総務大臣の定める期間の区分に応じ総務大臣の定める率、いわゆる年金スライド率を乗じて得た額に改定されます。

このことを具体的に示すと

補償事由発生日	スライド率
平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで	1.01



W₁ …被災時における平均給与額

W₁' …災害発生日において補償事由が生じたものとみなした場合の平均給与額

W₂ …補償事由発生（死亡）時の平均給与額

S ……スライド率

となり、W₃が補償事由発生日における平均給与額となります。

この特例計算を行うに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ① 災害発生日において、補償事由が生じたものとみなして計算する場合に、当該災害発生日が昭和60年4月1日前であるときは、同日において補償事由が生じたものとみなして計算します。
- ② 補償事由発生日前において離職した職員であるときには、上記①又は離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、同日において受けることとなる基本的給与（離職時の等級号級を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとする。）によって計算します。
- ③ この特例は、年金たる補償に係る平均給与額を計算する場合に限らず、休業補償及び休業援護金、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭補償、予後補償、行方不明補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金並びに遺族補償年金前払一時金に係る平均給与額を計算する場合についても適用されます。

平成9年8月4日に被災し、10年9ヶ月の療養を経て平成20年4月13日治癒したものの場合

・平成9年5、6、7月の給与総額	1,150,672円
・災害発生日（平成9年8月4日）における基本的給与額	266,255円
・補償事由発生日（平成20年4月13日）における基本的給与の額	282,426円
・平成9年4月以降の年金スライド率	1.01

○ 法第2条第4項本文による金額

（給与総額） （総日数）

$$1,150,672円 \div 92日 = 12,507^{30}円$$

○ 規則第3条第2項による金額

（災害発生日における基本的給与の月額）

$$266,255円 \div 30 = 8,875^{16}円$$

○ 法第2条第4項本文による金額と規則第3条第2項による金額との比較

$$12,507^{30}円 > 8,875^{16}円 \cdots \cdots 12,507^{30}円$$

○ 上記による平均給与額にスライド率を乗じて得た額

$$12,507^{30}円 \times 1.01 = 12,632^{37}円$$

○ 規則第3条第3項による金額

（補償事由発生日における基本的給与の月額）

$$282,426円 \div 30 = 9,414^{20}円$$

○ 平均給与額

$$12,632^{37}円 > 9,414^{20}円 \cdots \cdots 12,633円 \text{（スライド率による額）}$$

(イ) 最低保障額（規則第3条第7項）－平均給与額算定書(K)欄－

平均給与額の算定方法によって得られた額が総務大臣が定める最低保障額に満たない場合には、最低補償額をもって平均給与額とされます（年金たる補償を除く。）。

(ウ) 年金たる補償の額の自動改定と最低限度額及び最高限度額の適用（法第2条第11項、規則第3条の2）－平均給与額算定書(L)欄－

① 年金たる補償の額の自動改定により年金額の改定を行うに当たっては、年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）に改定率を乗じて得た額（以下「改定率を乗じて得た額」という。）と最低限度額及び最高限度額とを比較して、改定後の年金平均給与額を決定します。

② 改定率を乗じて得た額が、最低限度額以上で最高限度額以下の場合には、改定率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げた額）を改定後の平均給与額とします。

(エ) 休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第13項、規則第3条の2）－平均給与額算定書(L)欄－

療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額が設けられており、被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する年齢階層の最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額を平均給与額とします。

(オ) 派遣法による派遣の場合の平均給与額（派遣法第5条第2項）

派遣法（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律）による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生の日からではなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額です。

なお、平均給与額の特例として、派遣前3月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算、給与を受けない期間が派遣前3月間の全日数にわたる場合等の計算等国内における場合と同様の計算方法が設けられています。

(算定例) 給与が月額で定められている職員の場合

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	基金 太郎 昭和46年3月1日生		補償の種類	遺族補償年金	
1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	17年4月1日から 17年4月30日まで	17年5月1日から 17年5月30日まで	17年6月1日から 17年6月30日まで	計	備考
総日数	30日	31日	30日	91日	
勤務した日数	22日	21日	22日	65日	
控除日数	0日	0日	2日	2日	病気休暇 6月9日 (午前4時間) 6月16日 (午前4時間) なお、上記の日に時間外勤務手当4,344円が支払われた。
給 与	給料	278,100円	278,100円	278,100円	834,300円
	扶養手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円
	地域手当	9,108円	9,108円	9,108円	27,324円
	住居手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円
	通勤手当	25,350円	25,350円	25,350円	76,050円
	時間外勤務手当	54,300円	49,956円	56,472円	160,728円
	宿日直手当	円	円	円	円
	計	417,858円	413,514円	420,030円	1,251,402円
(A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数)			寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 $17,800円 \times 5 \div 365 = 243円83銭$ (ロ)		
$1,251,402円 \div 91 = 13,751円67銭$ (イ)			$(イ) + (ロ) = 13,995円50銭$		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数) $\times \frac{60}{100} = 1,483円64銭$ (ク)					
(その他の給与の総額) (総日数) $= 11,985円42銭$ (ニ)					
$(ク) + (ニ) = 13,712円89銭$					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) $\left[\frac{17,800 \times 5}{365} + 363,558 \div 30 \right] \times 2 - = 24,724円87銭$ (ホ)					
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344円00銭 (ヘ)					
$(ホ) + (ヘ) = 29,068円87銭$ (ト)					
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) $\left[\frac{17,800 \times 5}{365} \times 91 \right] + 1,251,472 - 29,068円87銭 = 13,983円39銭$ (総日数) 91日 - (控除日数) 2日					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					
〔日、時間又は出来高払制によって定められた〕 (勤務した日数) $\times \frac{60}{100} = 1,489円37銭$ (チ) 〔給与の総額(控除日に支払われたものを除く。)〕 (控除日を除く。)					
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ト) $\left[\frac{17,800 \times 5}{365} \times 91 \right] + 1,090,674 - 24,724円87銭 = 12,226円27銭$ (リ) (総日数) 91日 - (控除日数) 2日					
$(チ) + (リ) = 13,715円64銭$					

暦日数

実際に勤務した日のほか有休の休暇日、祝祭日も含みます。

給与改定があった場合は、改定後の額を記入してください。

時間外勤務手当、特殊勤務手当等出来高払制によって定められた給与は支払月ではなく実質月で記入してください。

(注意事項) 別紙参照。

給与改定があった場合は、改定後の額を記入してください。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷	=	円	銭
①災害発生日 (17 年 7 月 10 日) に おける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 6 号給 給料 278,100 円 扶養手当 25,500 円 地域手当 9,108 円 特勤手当又は へき地勤手当 円 計 312,708 円	②補償事由発生日 (19 年 12 月 18 日) に おける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4 級 9 号給 給料 293,100 円 扶養手当 25,500 円 地域手当 9,558 円 特勤手当又は へき地勤手当 円 計 328,158 円				
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 =		円	銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		328,158 円 ÷ 30 =		10,938 円	60 銭
(G) 規則第3条第4項による金額					
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		312,708 円 ÷ 30 =		10,423 円	60 銭 (ス)
(ス)及び(A) (B) (C) (D) (E)のうち最も高い金額				13,995 円	50 銭 (ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		13,995 円 50 銭 × 1.00 =		13,995 円	50 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 =		円	銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の 翌々年度以降に属する場合の金額				
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 =		円	銭 (ワ)
	(ワ)及び(A) (B) (C) (D) (E)のうち最も高い金額			円	銭 (ワ)
(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭 × =		円	銭	
(J) (H) (I)以外の金額			円	銭	
(K) 規則第3条第7項による金額				円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額					
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		36 歳			
最高限度額	20,084 円	最低限度額	7,062 円	昭和61年改正法附則第5条の 規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額		13,996 円 (A) による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 ○年○月○日					
所属部局の		所在地 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番 ○号 名称 ○○市 ○○部 ○○課 長の職・氏名 課長 ○ ○ ○ ○			

スライド率は災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合に適用します。

年金たる補償以外の場合に適用します。

S62.1.31 以前に補償事由が発生していれば「有」にレを記入してください。

年金たる補償及び長期療養者に係る休業補償の場合に適用します。

葬祭補償には適用しません。

補償事由発生日の属する年度の4月1日現在の被災職員の年齢を記入してください。

1 給与支払状況の欄の記入について

- (1) 「給与期間」の欄は、原則として、過去3月間（規則第3条第1項の場合はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入する。（規則第3条第2項の場合は全部空白となる。）
- (2) 「勤務した日数」の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入する。
- (3) 「控除日数」の欄は、1日の全部又は一部について法第2条第6項各号並びに平均給与額特例通知の記の第3及び第4に定める事由により勤務しなかった日（以下「控除日」という。）について、その日数を記入する。
- (4) 「給与」の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入する。なお、時間外勤務手当のように、勤務した翌月に支払われる給与については、勤務した月に直して記入する。

この欄には、法第2条第5項並びに規則第2条及び第2条の2に規定されている平均給与額の算定の基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものを掲げてあるが、給与の種類は各地方公共団体又は職種によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることは困難であることから余白欄を設けているので、表示されていない種類の給与については、この余白欄にその給与の種類を記入する。

- (5) 「備考」の欄は、「給与期間」の中に、例えば控除日があるような場合には、その理由とその期間とを記入し、この3月間に採用された場合、規則第3条第1項各号に掲げる場合、規則第3条第2項の場合等のように、この3月間の給与支払い状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示する。

2 平均給与額算定の計算欄の記入について

- (1) この欄は、補償の請求に係る平均給与額の計算が法第2条及び規則第3条のどの条項を用いて行われる場合でも、(A)から(L)までのいずれかの欄を用いて計算できるように構成されている。
- (2) (A)欄は、法第2条第4項本文の規定による原則計算を行う欄であり、(イ)欄及び(ロ)欄の二つに区分されている。このうち、(ロ)欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その計算方法が特殊なため、これに備えて設けられたものである。

すなわち寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間にその手当を受けた場合に限り平均給与額の中に含めることとされているので（規則第2条第2項）、この場合には、(ロ)欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い支給日に支給された額に5を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを(イ)欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となる。

- (3) (B)欄は、法第2条第4項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄である。

すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなるが、一般的に、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤

務手当、夜間勤務手当、宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることになる。

- (4) (C)欄及び(C')欄は、控除計算を行う欄であるが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、(A)欄に記入した寒冷地手当の額（(ロ)の金額ではないことに注意すること。）を用いて計算することとなるので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要がある。
- (5) (D)欄は、採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算を行う欄であるが、欄中に明示された算式はその代表的なものである（規則第3条第1項による計算は、(B)欄、(C)欄及び(C')欄の計算方法が準用される。）ので、必要な場合は、別途計算過程を明らかにすべきものである。
- (6) ①欄は、災害発生の日における基本的給与の月額を記入する欄である。
- すなわち、災害発生の日における給料、扶養手当、地域手当及び特地勤務手当又はへき地勤務手当の月額を記入する。なお、地域手当については、給料及び扶養手当の月額に対するものが対象となるものであり、管理職手当の月額に対するものは含まれないので留意する必要がある。
- (7) ②欄は、補償事由発生日における基本的給与の月額を記入する欄であり、記入については、①欄と同様である。
- (8) (E)欄は、採用の日に災害を受けた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算する。
- (9) (F)欄は、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う欄である。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算する。
- (10) (G)欄は、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。
- 「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、災害発生の日が昭和60年4月1日前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入する。
- 「(総務大臣が定める率)」には、災害発生の日の属する期間の区分に応じる規則第3条第4項の規定により総務大臣が定める率を記入する。
- (11) (H)欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。
- 「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入する。
- (12) (I)欄は、離職者について災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」及び「(総務大臣が定める率)」については、(G)欄と同様である。
- (13) (J)欄は、(H)欄及び(I)欄の金額以外の規則第3条第6項による金額を記入する（この(J)欄は、平均給与額特例通知の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。）。
- (14) (K)欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額を記入する。

- (15) (L)欄は、年金たる補償又は休業補償（療養の開始後1年6月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。(16)において同じ。)を請求する場合に、法第2条第11項又は第13項に規定する基準日における年齢等平均給与額の決定に必要な事項を記入する。
- (16) 「2 平均給与額」の欄は、(A)欄から(K)欄までの金額のうち最も高い金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げた金額）を記入する。ただし、年金たる補償又は休業補償を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額（年金たる補償に係る平均給与額について、現給保障が行われる場合を除く。）を記入する。
- (17) 給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に25（地方自治法第4条の2の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあつては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあつては23）を乗じて得た額を記入する。

VIII 第三者加害行為事案

1 第三者加害行為事案とは

公務上の災害又は通勤による災害の原因となった事故が、第三者の行為によって生じた場合を特に「第三者加害行為事案」といいます。

例えば、

- 自動車で通勤途上、交差点で信号待ちをしていた時に後続車に追突され負傷
- 徒歩で出勤途上、乗用車にあて逃げされ負傷（相手方不明）
- 教師が生徒から暴行を受け負傷
- 職員が住民宅を訪問した際、飼犬に咬まれ負傷
- 同僚が運転する公用車に乗車中、電柱に激突し負傷

2 第三者とは

公務上の災害又は通勤による災害の原因となった事故に関して、被災職員又はその遺族に対して民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者を「第三者」といいます。（被災職員、その所属する地方公共団体、基金は除かれます。）

被災職員の過失がかなり大きく、一般的には被災職員の方が加害者と認められるような場合でも、相手方に過失が認められる限り、原則としてその相手方は「第三者」となるので注意してください。

被災職員以外の者が関与して発生した事案については、まず、次の表に掲げる要件に照らして、「第三者加害行為事案」に該当するか否かを検討してください。

主な第三者の種類	第三者加害行為事案に該当するための主な要件
ア 不法行為者 〔民法第709条〕	(ア) 責任能力のある者の故意又は過失による行為があったこと。 ※「責任能力」とは、行為の責任を便識する知識のことをいい、一般的には12歳を超えれば、この知識は備わるものと考えられるが、具体的には単に年齢のみで判断するものではなく、個別に判断する必要がある。 (イ) 被災職員の権利又は利益が違法に侵害されたこと。 (ウ) 被災職員に損害（人身損害）が生じたこと。 (エ) 加害行為と損害との間に因果関係があること。
イ 責任無能力者の監督義務者 〔民法第714条〕	(ア) 責任能力のない未成年者（通常12歳ぐらいまで）や心身喪失者が不法行為を行ったこと。 (イ) 監督義務を怠らなかったことを監督義務者が立証できないこと。 ※「監督義務者」とは、責任無能力者を監督すべき法定の義務のある者（責任能力のない未成年者の親権者等）及び監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（学校長、精神病院長等）をいう。

主な第三者の種類	第三者加害行為事案に該当するための主な要件
ウ 使用者、事業監督者 〔民法第715条〕	(ア) 加害者（被用者）と使用者との間に使用関係があること。 (イ) 事業の執行についての加害行為であること。 (ウ) 加害者に一般的不法行為責任が成立すること。 (エ) 加害者（被用者）の選任や事業の監督につき相当の注意をしたことなどを、使用者又は代理監督者が立証できないこと。
エ 動物の占有者、保管者 〔民法第718条〕	(ア) 動物が被災職員に損害（人身損害）を加えたこと。 (イ) 動物の種類及び性質に従い、相当の注意をもってその保管をしたことを、占有者又は保管者が立証できないこと。
オ 自動車の運行供用者 〔自賠法第3条〕 ※「運行供用者」とは、一般に、運行時において自動車の運行を支配し、かつ、その運行による利益が自己に帰属するものをいい、自己のために自動車を運転する者や自動車の保有者（所有者、賃借人等）、タクシー、トラック等を所有する運送会社等が該当します。	次の(ア)～(ウ)のすべての要件を立証できない場合に該当 (ア) 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと。 (イ) 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと。 (ウ) 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと。

※自動車事故における第三者

自動車事故においては、運行供用者及び運転者に加えて、加害車両が加入している自賠責保険及び任意保険も、被害者にそれぞれの保険会社に対する損害賠償請求権が認められていることから「第三者」となります。

なお、被災職員が加入する人身傷害補償保険を取り扱う保険会社は、公務災害又は通勤災害の原因となった事故について、損害賠償責任を負う者ではなく、「第三者」とはなりません。しかし、人身傷害補償保険の保険約款上、被災職員に災害補償制度による補償額や加害者等第三者からの損害賠償の額等があれば、それらを控除したものを保険金として支払うことになっており、第三者に対する求償権を取得するケースもあって、基金が第三者に対して有する求償権との競合関係が生じて基金の求償権の行使に支障が生じる恐れがあります。したがって、被災職員が人身傷害補償保険から支払を受ける場合には、第三者加害報告書（支部様式第24号）等により、事前に基金支部に連絡してください。

3 賠償先行と免責、補償先行と求償

(1) 賠償先行と免責

第三者加害行為による災害については、基金からの補償に先立ち、第三者に損害の補填をさせる方法（賠償先行）による解決を優先していただいています。

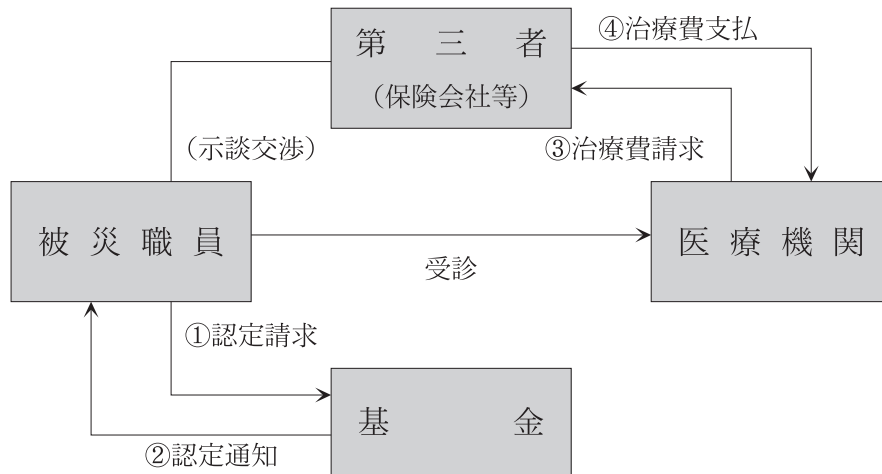
第三者加害行為による災害の損害賠償責任は、最終的には第三者が負うべきであることや、当事者間で民法あるいは自賠法等に基づいて解決することが実際の事務処理上簡便で望ましいからです。

特に自動車事故の場合は、すべての自動車が自賠責保険（農業協同組合の責任共済を含む。）に加入しており、加害者本人に誠意や資力がなくても被害者にも請求権が認められているため、この保険等から賠償を受けられます。

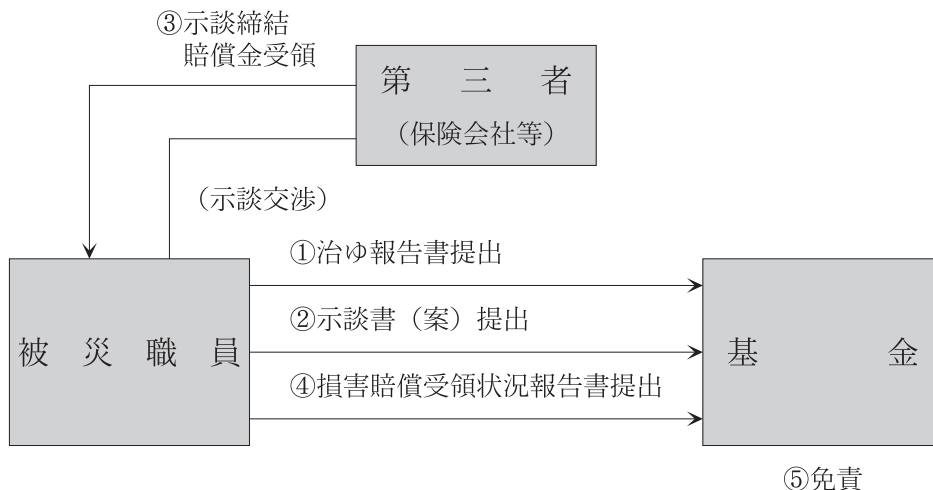
この場合、医療機関へ「治療費の受領委任」をすると、簡便です。また自賠責保険の請求用紙は各保険会社に用意してあります。

賠償先行の場合、第三者から補償の事由と同一の事由による損害に関して受けた損害賠償の価額の限度内で、基金は補償の義務を免れること（免責）になります。

ア 災害発生～認定～療養中



イ 治ゆ後



(2) 補償先行と求償

次のような場合には基金からの補償を先に実施します。（補償先行）

ア 第三者が不明の場合

イ 第三者に賠償能力又は誠意がないと認められる場合

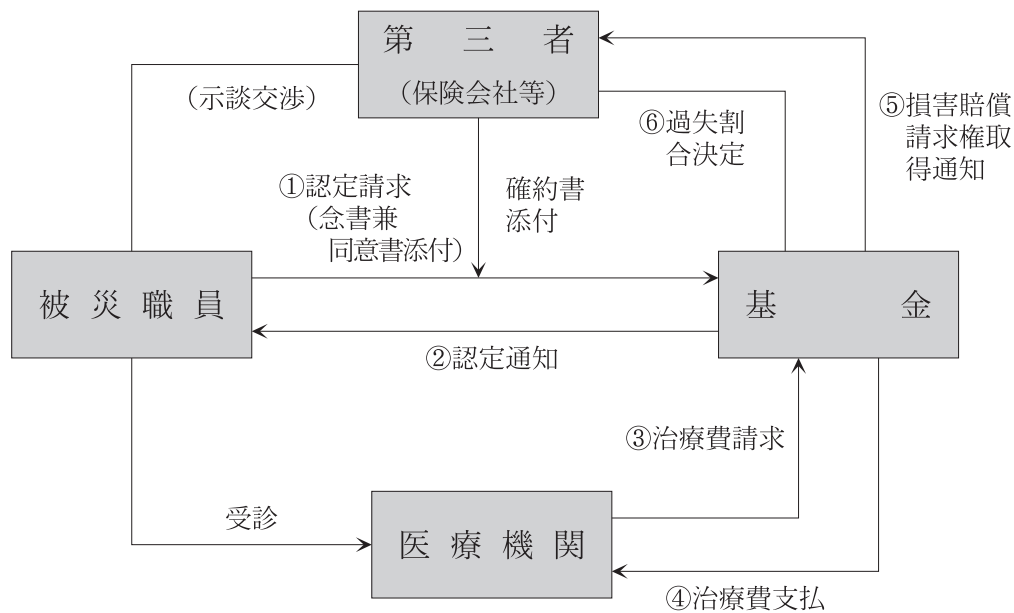
ウ そのほか補償先行することが妥当と認められる場合（交通事故等で自賠償の限度額を超える場合等）

基金が補償を行った場合は、その価額の限度において、補償を受けた被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得します。

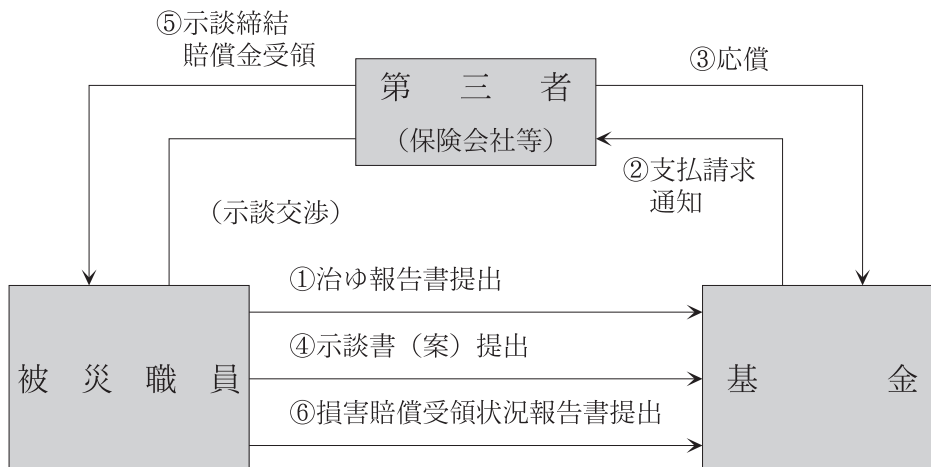
これに基づき、基金は第三者に請求（求償）することになります。

なお、基金が補償先行した場合でも、慰謝料や物的損害の請求については、被災職員が直接第三者に対して行うことになります。

ア 災害発生～認定～療養中



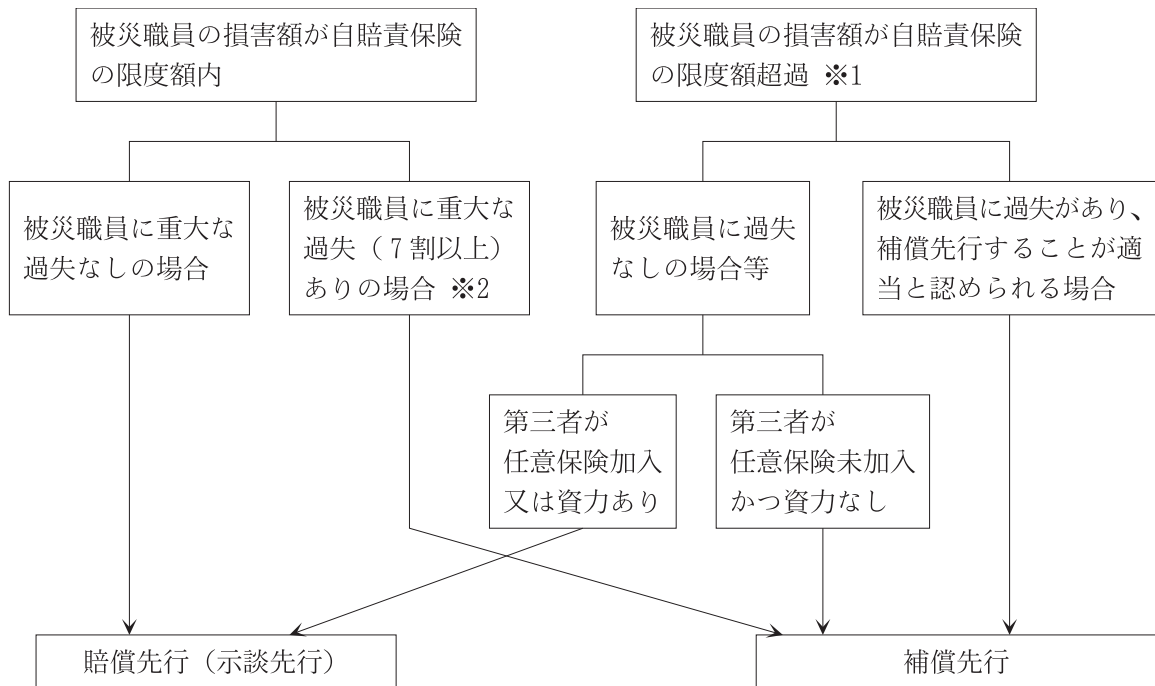
イ 治ゆ後



免責・求償の事務はなぜ必要なのでしょうか。

被災職員等が同一の事由に基づく災害によって補償と損害賠償を二重に受けたり、あるいは基金が補償を行うことによって第三者が損害賠償を免れたりすることは公正を欠くため、法に基づき調整が行われるのです。この調整方法が「免責」と「求償」です。

(3) 相手が自動車である傷害事故の場合の補償方針



※1 傷害事故における自賠責保険金は、限度額が120万円で、治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料等に対して支払われる。

※2 自賠責保険（共済）の損害額から減額されるケース

減額適用上の被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

4 示 談

(1) 示談とは

示談とは、加害者と被害者が、裁判によらないで、お互いに譲歩しあって損害賠償に関する争いを最終的に解決する契約であり、民法上の和解契約（民法第695条）の一種であると考えられています。

言い換えれば、示談は、加害者が被害者に対して一定額の賠償金を支払うことを約束し、被害者はその金額で満足して、それ以上損害賠償の請求をしないという約束をすることです。（単なる口約束であっても示談とみなされることがあります。）

したがって、一旦示談が成立すれば、示談後に損害が増加したからといって加害者に追加請求をすることはできなくなりますので、示談を締結するに当たっては慎重な対応が求められます。

各所属・任命権者においては、次に掲げる事項に十分留意して、被災職員等に対するご指導をお願いいたします。

ア 交渉相手を選ぶ

- 損害賠償義務者を確認し、その者と示談交渉を行うこと。
- 損害賠償義務者が複数ある場合には、支払能力のある者を選んで交渉すること。
- 代理人と交渉する場合は、代理権の有無や範囲を確認し、代理権のない者や示談屋とは交渉しないこと。

イ 請求額の根拠を明確にする

- 領収書等の客観的な資料をできる限り用意し、請求の根拠を明確にして、請求金額を算出しておくこと。
- 妥当と思えないような法外な請求をしないこと。
- 判例等の法的な根拠を明確にして請求すること。

ウ 示談時期を選ぶ

- できるだけ迅速な示談解決が望ましいと考えられますが、損害の範囲について十分な見通しが立っていない時期の示談は、その後の出費を請求できなくなるなど、被害者が不利になりがちです。そのため傷病が治ゆ（症状固定）し、損害額を確定させてから示談を行うのが最も適切です。

エ 後遺症や再発による損害も負担させる

災害と相当因果関係のある損害は、すべて相手方が賠償する責任があります。したがって、後遺症や再発についても、その範囲内で賠償してもらえるようにしておくことが必要です。

オ 基金の求償権を害するような示談をしない

「治療費は基金が支払うので、加害者には請求しない。」というような示談内容は、基金の損害賠償請求権の行使を不当に妨害するものですから、絶対にしないでください。

カ 必ず示談書を作成する

口約束による示談も無効ではありませんが、トラブルのもとになります。そこで、示談内容を書面化して明確にすることが必要です。

なお、基金が補償先行している場合には、示談書の案文の写しを必ず基金に提出し、基金の承認を受けた後に、正式に示談を締結するようにしてください。

キ 示談後は、速やかに基金に示談書（写し）及び損害賠償の受領状況報告書を提出する

※治ゆ報告書未提出の場合は必ず提出

地方公共団体の賠償責任と議会の議決について

公務遂行上の事故により地方公共団体が事故の相手方と示談を締結等する際には地方自治法の規定に基づき議会の議決等が必要となります。

同乗者がその事故により負傷し、治療を要することとなった場合、その者との関係でも議決等の検討を行う必要が生じる可能性もありますので御留意願います。

(記載例28) 事故発生状況報告書

交通事故の場合に作成してください。

例示 6

事故発生状況報告書

第三者の車両について記入してください。

保険証明書番号	第 S-88765-1 号	当事者	甲 (相手方運転者) 氏名 清水 陽子 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
自動車の番号	静岡 530 < 1999	乙 (被災職員)	氏名 静岡 太郎 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (運転)・同乗 歩行・その他
天候	(晴)・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑 (普通)・閑散 明暗 (昼間)・夜間・明け方・夕方
道路状況	舗装 (してある) / (してない)	歩道 (両)片 (ある) / (ない)	(直線)・カーブ (平坦)・坂
	見通し (良い) / (悪い)	積雪・凍結	
信号又は標識	信号 (ある) / (ない)	駐・停車禁止 (されている) / (されていない)	その他の標識
速度	甲車両 20 km/h (制限速度 40 km/h)、乙車両 25 km/h (制限速度 40 km/h)		
事故現場における甲と乙との状況を図示してください。	<p>事故発生状況略図 (道路幅をmで記入してください。)</p>		
上記図の説明を書いてください。	<p>オートバイで直進中、青信号であったため減速して交差点内に入ったところ、対向車線から右折しようとしていた普通乗用車が被災職員の前を急にスピードを上げて右折したため衝突した。</p>		

十分事案を確認して正確に記入してください。

交通事故証明書の甲・乙区分にかかわらず、被災職員を乙として記入してください。

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおり報告します。ただし、交通事故証明書の甲乙区分にかかわらず、被災職員を乙として報告します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

報告者 甲との関係 ()
乙との関係 (上司) 焼津 八郎

(記載例29) 第三者加害報告書

支部様式第24号

<h2 style="margin: 0;">第三者加害報告書</h2> <p style="font-size: small; margin: 0;">(公務災害・通勤災害) (交通事故・交通事故以外)</p>																						
<p>地方公務員災害補償基金 静岡県支部長 殿</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>地方公務員災害補償法施行規則第47条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">請求者住所 静岡市葵区追手町9番6号 氏名 基金 太郎</p>																						
<p>1 被災職員について記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所属 静岡県〇〇部△△課</td> <td style="width: 30%;">氏名 基金 太郎</td> <td style="width: 40%;">生年月日 平成2年 10月 10日生 (〇〇才)</td> </tr> </table>		所属 静岡県〇〇部△△課	氏名 基金 太郎	生年月日 平成2年 10月 10日生 (〇〇才)																		
所属 静岡県〇〇部△△課	氏名 基金 太郎	生年月日 平成2年 10月 10日生 (〇〇才)																				
<p>2 災害発生状況について記載してください。</p> <p>日時 令和〇〇年××月▲▲日 午前・(午後)〇〇時〇〇分頃</p> <p>場所 静岡市葵区追手町〇番〇号</p> <p>災害発生状況(被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。)</p> <p>(概要)</p> <p style="text-align: center; color: red;">[発生の状況を記入してください。]</p> <p>災害を目撃した人がいる場合には記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">目撃者の氏名 災害 二郎</td> <td style="width: 60%;">住所 〒422-8006 静岡市駿河区曲金〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目撃時の状況 目の前で事故を目撃した。</td> </tr> </table>		目撃者の氏名 災害 二郎	住所 〒422-8006 静岡市駿河区曲金〇〇	目撃時の状況 目の前で事故を目撃した。																		
目撃者の氏名 災害 二郎	住所 〒422-8006 静岡市駿河区曲金〇〇																					
目撃時の状況 目の前で事故を目撃した。																						
<p>3 第三者(加害者)(加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。)について記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名 山田 三郎</td> <td style="width: 20%;">(44才)</td> <td style="width: 50%;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>住所 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇</td> <td colspan="2">電話 090-××××-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>職業・勤務先 会社員・××株式会社</td> <td colspan="2">電話 054-2〇〇-××××</td> </tr> </table>		氏名 山田 三郎	(44才)	(男・女)	住所 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇	電話 090-××××-〇〇〇〇		職業・勤務先 会社員・××株式会社	電話 054-2〇〇-××××													
氏名 山田 三郎	(44才)	(男・女)																				
住所 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇	電話 090-××××-〇〇〇〇																					
職業・勤務先 会社員・××株式会社	電話 054-2〇〇-××××																					
<p>4 第三者(加害者が業務中であった場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。)又は運行供用者について記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称又は氏名 〇〇会社 又は 親権者氏名</td> <td style="width: 70%;">電話 (〇〇〇) △△△-××××</td> </tr> <tr> <td>住所 〒421-0103 静岡市駿河区丸子〇〇〇</td> <td>親権者続柄 父親・母親</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の内容又は職業 運送業等事業の内容 又は 職業名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者(役職) 代表取締役 (氏名) 山田〇〇</td> </tr> </table>		名称又は氏名 〇〇会社 又は 親権者氏名	電話 (〇〇〇) △△△-××××	住所 〒421-0103 静岡市駿河区丸子〇〇〇	親権者続柄 父親・母親	事業の内容又は職業 運送業等事業の内容 又は 職業名		代表者(役職) 代表取締役 (氏名) 山田〇〇														
名称又は氏名 〇〇会社 又は 親権者氏名	電話 (〇〇〇) △△△-××××																					
住所 〒421-0103 静岡市駿河区丸子〇〇〇	親権者続柄 父親・母親																					
事業の内容又は職業 運送業等事業の内容 又は 職業名																						
代表者(役職) 代表取締役 (氏名) 山田〇〇																						
<p>5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。</p> <p>〇〇 警察署 ××× 係(交番) [届出をした警察署等を記載してください。]</p>																						
<p>6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険(共済)について記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">加害車両(車種) 普通乗用</td> <td style="width: 40%;">(登録番号) 静岡530 〇 93-××</td> <td style="width: 30%;">自賠責保険証明書番号 〇〇〇 [自賠責の証書番号を記入]</td> </tr> <tr> <td>保険契約者(氏名) 山田 三郎(44才)</td> <td colspan="2">(住所) 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>保険会社名 ▲▲保険会社</td> <td colspan="2">電話 054-222-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>担当者名 山田</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">保険会社住所 〒420-0000 静岡市葵区〇町×××</td> </tr> </table>		加害車両(車種) 普通乗用	(登録番号) 静岡530 〇 93-××	自賠責保険証明書番号 〇〇〇 [自賠責の証書番号を記入]	保険契約者(氏名) 山田 三郎(44才)	(住所) 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇		第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()			保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日			保険会社名 ▲▲保険会社	電話 054-222-〇〇〇〇		担当者名 山田			保険会社住所 〒420-0000 静岡市葵区〇町×××		
加害車両(車種) 普通乗用	(登録番号) 静岡530 〇 93-××	自賠責保険証明書番号 〇〇〇 [自賠責の証書番号を記入]																				
保険契約者(氏名) 山田 三郎(44才)	(住所) 〒422-8067 静岡市駿河区南町〇																					
第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()																						
保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日																						
保険会社名 ▲▲保険会社	電話 054-222-〇〇〇〇																					
担当者名 山田																						
保険会社住所 〒420-0000 静岡市葵区〇町×××																						
<p>7 交通事故の場合、加害者の任意保険(対人)について記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">自動車保険証券番号 〇〇〇</td> <td style="width: 70%;">契約保険(共済)金額</td> </tr> <tr> <td>保険契約者(氏名) ××××</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>保険会社名 ◆◆保険株式会社</td> <td>電話 054-212-△△△△</td> </tr> <tr> <td>担当者名 小山</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険会社住所 〒420-0032 静岡市葵区両替町××-××</td> </tr> </table>		自動車保険証券番号 〇〇〇	契約保険(共済)金額	保険契約者(氏名) ××××		第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()		保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日		保険会社名 ◆◆保険株式会社	電話 054-212-△△△△	担当者名 小山		保険会社住所 〒420-0032 静岡市葵区両替町××-××								
自動車保険証券番号 〇〇〇	契約保険(共済)金額																					
保険契約者(氏名) ××××																						
第三者(加害者)と保険契約者との関係……本人・事業主・親族()・友人・知人・その他()																						
保険契約期間……自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日																						
保険会社名 ◆◆保険株式会社	電話 054-212-△△△△																					
担当者名 小山																						
保険会社住所 〒420-0032 静岡市葵区両替町××-××																						

上下とも、いずれかを○で囲ってください。

目撃者がいれば記載してください。

相手方を記載してください。

第三者の自賠責保険です。

○で囲んだり、記入してください。

第三者の任意保険です。

○で囲んだり、記入してください。

8 保険金の請求等について記載してください。

保険金（損害賠償額）請求の有無……有・無

有の場合の請求方法……イ 自賠責保険（共済） 単独
ロ 自賠責保険（共済）と任意保険との一括払

保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日
氏名 基金 太郎
金額 ○○○ 円
受領年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

保険契約者（氏名） ○○○○

保険会社名 ◆◆保険株式会社 電話 054-212-△△△△
担当者名 小山

保険会社住所 〒420-0032 静岡県葵区両替町××-××

9 あなた（被災職員）の人身傷害補償保険について記載してください。

人身傷害補償保険に……加入している・加入していない

自動車保険証券番号

人身傷害補償保険金の請求の有無 有・無

人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日
円 令和 年 月 日

10 身体損傷について記載してください。

区 分	被災職員	第三者（加害者）
部位・傷病名	{ ご自身の怪我の状況を } { 記載してください }	{ 相手側の怪我の状況を } { 記載してください }
程 度		
診療機関名		
診療機関住所		

11 損害賠償の受領額について記載してください。

現在までに事故に関して基金以外の者から金品を……受領した・受領の予定・受領していない

上の質問で、受領したあるいは受領の予定と答えた場合には、いつ、だれから、なにを、いくらもらったかを記入してください。（基金の補償額の算定に重要です。また故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがありますので注意してください。）

受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目

12 第三者との話し合いの状況について記載してください。

現在相手方（加害者）と……示談する段階ではない・示談中・示談をする予定・示談が成立した・示談はしない
その他（ ）

○で囲んだり、記入してください。

上記の状況等を記載してください。

交渉状況等を記載してください。

13 過失割合について、あなたはどのように考えるか記載してください。

被災職員（ ）% 第三者（加害者）（ ）%

その理由

妥当と考えられる過失割合とその理由を記載してください。

所属長の証明欄

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

所 属 静岡県○○部△△課
職・氏名 ○長 △△△△

既に賠償保険金を請求し又は支払いを受けている場合は、記載してください。

自分の傷害保険の加入状況を記載してください。保険金を請求し又は受け取った場合、その金額等も記入してください。

受領金品があれば記入してください。

○で囲んだり、記入してください。

交渉状況等を記載してください。

妥当と考えられる過失割合とその理由を記載してください。

- （公務災害・通勤災害）のいずれか及び（交通事故・交通事故以外）のいずれか該当するものに○をしてください。
- 災害発生後、念書（兼同意書）及び現認・事実証明書等と共に速やかに提出してください。
- 加害者等に資力がないなどのため治療費を基金へ請求する場合は、補償先行申出書を併せて提出してください。
- 第三者（加害者）と示談（和解）を行う場合は、その内容等について、あらかじめ地方公務員災害補償基金静岡県支部に必ず相談してください。示談内容によっては補償額に重大な影響がありますのでご注意願います。

(記載例30) 第三者加害行為災害届

支部様式第16号 (用紙 日本産業規格A 4 縦型)

第三者加害行為災害届

令和〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

被災職員の { 所属名 〇〇市〇〇消防署
氏名 静岡太郎

私が公務遂行(通勤途上)中第三者の加害行為によって受けた災害に関し、次のとおり届け出ます。

災害発生日時	令和〇年〇月〇日(〇曜日)午 ^前 後 7時45分ごろ	
災害発生場所	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇交差点	
加害者	氏名	清水陽子 (22歳)
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	職業	会社員
	勤務先	(有)〇〇建設
	勤務先の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇町〇〇番地 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
◎ 加害者が業務遂行中の場合		
事業所	名称	
	所在地	〒 TEL
	代表者	
◎ 加害者が未成年者の場合		
親権者	氏名	
	住所	〒 TEL
	加害者との続柄	
第三者との交渉状況	別添第三者との交渉記録簿のとおり、第三者の任意保険と交渉を行ったが、事故の過失割合については具体的な提示等はない。	
◎ 加害者の自動車保険等に関する事項については、別途「加害自動車の保険(共済)契約に関する申立書」等のとおりです。		

相手方が業務遂行中の場合に記入してください。

相手方が未成年者の場合に記入してください。

第三者との交渉状況を具体的に記入してください。

(記載例31) 加害自動車の保険（共済）契約に関する申立書

支部様式第17号（用紙 日本産業規格A4縦型）

加害自動車の保険（共済）契約に関する申立書

（相手車両）

① 加害自動車（相手車両）に関する事項			
加害自動車	車種	〇〇〇 〇〇〇〇	使用の本拠地 （都道府県名）
	登録（車両・標識 又は仮ナンバー）番号	静岡 530 < 1999	車台番号
所有者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	連絡先電話
	氏名	清水 陽子	自賠責保険 契約者との関係
運転者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	連絡先の電話
	氏名 （年齢）	清水 陽子 （22 歳）	勤務先
	所有者との関係	（本人・従業員・親族・その他（ ））	自宅
② 相手車両の保険（共済）契約に関する事項			
区分	自賠責保険（共済）	任意保険（共済） （対人のみ記載のこと）	
契約保険会社（組合）名	〇〇火災海上	〇〇海上火災	
保険（共済）契約番号	第 S - 88765 - 1 号	第 4600 - 15 号	第 号
保険（共済）契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
保険（共済） 契約者名	住所 〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	同 左	
	氏 名 清水 陽子	同 左	
契約保険（共済）金額		無制限	
自賠責保険会社 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者名 （電話）	〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
任意保険会社 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	担当者名 （電話）	〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
③ その他			
被災職員 氏 名	静岡 太郎	被災職員の職場の電話 （内線まで記入）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 （内〇〇〇〇）
申立書 作成者氏名	焼津 八郎	被災職員 との関係	上 司

交通事故証明書の内容を確認して記入してください。

自賠責・任意保険の内容については、保険証書を十分確認してください。

契約保険会社（組合）の住所を記入してください。

〔注意事項〕

- 1 加害自動車が2台以上ある場合は、それぞれについて作成してください。
- 2 「所有者」とは、自動車を使用する正当な権限を持っている人で通常は所有者です。
自動車を借りた場合は、借主が所有者となります。
- 3 「自賠責保険契約者との関係」及び「所有者との関係」欄は、該当する事項に○印をつけてください。
「その他」の場合は、（ ）内に記入してください。

(記載例32) 念書

支部様式第19号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

念 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

被災職員の { 住 所 ○○市○○町○丁目○番地
氏 名 静 岡 太 郎 ㊟

(災害発生場所)

(加害者)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○市○○町○番○号

において 清 水 陽 子

(被災者)

の不法行為により 静 岡 太 郎 の被った災害に関し、地方公務員災害補償法による補償を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を同法第59条の規定によって基金が補償の価額の限度において取得行使し、かつ、賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、併せて下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2 加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者側から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に届け出ること。

(記載例33) 念書兼同意書

支部様式第20号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

念 書 兼 同 意 書 (交 通 事 故 用)

災害発生年月日	令和〇年〇月〇日	災害発生場所	〇〇市〇〇町〇番地先交差点
被災職員氏名	静岡太郎	相手方氏名	清水陽子

- 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。
 - 相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職に連絡をします。
 - 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
- 上記の災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方若しくは私が損害賠償請求できる者又はそれらの者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第59条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについて承知しました。
- 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社（共済）（「人身傷害補償保険取扱保険会社等」という。以下同じ。）から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 上記災害に関して、私の個人情報及びこの「念書兼同意書」の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、保険会社等及び人身傷害補償保険取扱保険会社等に対して提供すること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等、人身傷害補償保険取扱保険会社等、その他の者から提供を受けること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等及び人身傷害補償保険取扱保険会社等に対して提供すること。
 - この「念書兼同意書」をもって、上記(2)に掲げる事項に対応する保険会社等などへの同意を含み、この「念書兼同意書」をそれらの者へ提示すること。
 - この「念書兼同意書」は、その写しも有効であると認めること。

令和〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
被災職員の
氏 名 静岡太郎 ㊞

(記載例34) 補償先行申出書

支部様式第14号 (用紙 日本産業規格A 4 縦型)

補償先行申出書

被災職員又はその遺族が記入してください。

令和〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

被災職員の { 所属名 〇〇市〇〇消防署
氏名 静岡太郎

下記の災害に係る補償を、加害者等の損害賠償に先行して実施されるよう申し出ます。

災害発生 年月日	令和〇年〇月〇日	災害発生 場所	〇〇市〇〇町〇番地 〇〇交差点
被災職員 氏名	静岡太郎	加害者 氏名	清水陽子
補償先行 の理由 (加害者等か ら賠償を得る ことが困難な 理由)	<input type="checkbox"/> 加害者等に資力がないと認められるため <input type="checkbox"/> 加害者等が不明・特定できないため <input type="checkbox"/> 加害者等に全く賠償を進める誠意がないと認められるため <input type="checkbox"/> 災害発生原因に占める被災職員の過失の割合が大きいなどの理由で加害者側自賠責・任意保険から十分な賠償が得られないため <input type="checkbox"/> 同僚職員の職務行為によって当該災害が生じたため <input checked="" type="checkbox"/> その他 (被災職員の損害が自賠責保険の限度額を明らかに超え、かつ自身にも過失があるため)		

〔注意事項〕

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 補償先行申出をする場合は、認定請求時に「第三者加害報告書」等と併せて提出してください。
- 3 加害者不明事案又は同僚加害事案以外では「確約書」を加害者等からとってください。とれない場合は、あらかじめ基金支部に連絡するとともに、加害者等に、おって基金から請求がある旨をお伝えください。
- 4 交通事故の場合で、自賠責保険会社又は任意保険会社に対して慰謝料等を請求しようとする場合には、必ず事前に基金支部に連絡してください。

第三者加害行為事案のうち基金が補償先行する事案については、原則として認定請求書に添付してください。

(記載例35) 確約書

支部様式第15号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

確 約 書

実際に損害賠償を支払う者や任意保険会社の者が記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

(確約者) 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 伊 豆 道 子

伊豆 印

(当事者(乙)との関係…)

私は、下記事故により甲(及び甲の遺族)に生じた損害につき賠償の義務あることを認め、当該事故により貴基金が地方公務員災害補償法に基づき甲(あるいは甲の遺族)に対して補償を行った場合には、同法第59条に基づき貴基金の取得した損害賠償請求権の価額の限度において、貴基金からの請求により支払うことを確約します。

記

当事者	甲	住所	○○市○○町○丁目○番○号
		氏名	御殿場 三 郎 昭和○年○月○日生(○歳)
者	乙	住所	○○市○○町○丁目○番○号
		氏名	伊 豆 道 子 昭和○年○月○日生(○歳)
事故発生日時		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (土 曜 日) 午 前 後 7 時 45 分 ごろ	
事故発生場所		○○市○○町○○番地○○交差点	
事故発生状況		信号機のある交差点で、青信号であったため、減速して交差点を直進しようとしたところ、対向車線から右折しようとしていた車が急に私の前を通りぬけようとして衝突した。	
備 考		過失割合については、未決定	

[注意事項] 同僚加害事案に該当する場合は、「確約書」をとる必要はありません。

第三者加害行為事案のうち基金が補償先行する事案については、原則として認定請求書に添付してください。

(記載例36) 損害賠償の受領状況報告書

支部様式第21号 (用紙 日本産業規格A 4 縦型)

被災職員又はその遺族が
記入してください。

損害賠償の受領状況報告書

認定番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金静岡県支部長 様

所属名 〇〇市〇〇部〇〇課

氏名 掛川 二郎

次のとおり損害賠償を受領したので報告します。

災害発生日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	治 癒 日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
示談締結日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	賠償金受領日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
賠償金受領総額	796,900 円	損害賠償支払者	
上 記 金 額 の 内 訳	療養補償費相当	480,000円	(摘要) ・ 障害なし
	休業補償費相当		
	障害補償費相当		
	介護補償費相当		
	遺族補償費相当		
	葬祭補償費相当		
	慰 謝 料	152,000円	@4,000×38日
文 書 料	3,000円	診断書ほか @3,700×37日	
看 護 費	136,900円		
車両等修理代	25,000円		

内容を記入してください。

[注意事項]

- 1 内訳明細書等明細がわかるものを添付してください。
- 2 示談が成立済で、示談書(写し)が未提出である場合は、併せて示談書(写し)を提出してください。
- 3 加害者が医療機関に直接支払った場合についても、できるだけ調査のうえ、記入してください。
- 4 所属長・任命権者を經由して提出してください。

第三者から損害賠償を受けたときや第三者と示談締結したときに提出してください。

(記載例37) 示談書

・示談が成立したら、必ず示談書を作成してください。
(様式は異なってもかまいませんが内容については例示に準じたものを必ず記載してください)
・示談書の案ができれば基金支部に相談してください。

例示 4

示 談 書

事故当事者(甲) 掛川二郎 車両登録番号 掛川4か2468
事故当事者(乙) 袋井太郎 車両登録番号 浜松55く1999
使用者(丙)

- 1 事故の日時
令和 ○年 ○月 ○日(○) (午前/午後) 8時00分ごろ
2 事故の場所
○○町 ○○番地先路上 ○○交差点
3 事故の状況
自動二輪車で直進中、赤信号になったので交差点で停車していたところ、後から来た普通乗用車に追突された。
4 示談の内容
(1) 上記交通事故に基づいて乙及びその使用者でありかつ自動車所有者である丙は、連帯して甲に対し、賠償金として金 796,900 円の支払義務のあることを認め、乙及び丙は、甲に対し上記金額を支払い、甲はこれを受領する。
(2) 損害賠償金の内訳は次のとおりとする。
療養に要した金額 480,000 円
休業に対する補償額 円
障害に対する補償額 円
遺族に対する補償額 円
葬祭に対する補償額 円
慰謝料ほか 291,900 円
物的損害 25,000 円
(3) 甲にこの示談締結時に発見されていない後遺症が出た場合、乙及び丙は、甲に対し補償するものとする。
(4) 将来、甲が再発した場合で、医師の診断により明らかに本件交通事故が原因による再発であるときは、乙及び丙において一切の責任を持つこと。
また、医師の診断によっても、その再発が本件交通事故によるものであることが判然としない場合は、双方協議の上誠意をもってその解決に当たること。
(5) 乙及び丙は、本件交通事故に関して甲が地方公務員災害補償基金から災害補償として受けた金額について、同基金に対して支払義務のあることを認める。
(6) 上記のほか、甲は、乙及び丙に対し、何ら請求をしないこと。
上記のとおり示談する。
令和 ○年 ○月 ○日

甲の {住所 ○○市○○町○○番地
氏名 掛川二郎 (掛川) 印
乙の {住所 ○○市○○町○丁目○番○号
氏名 袋井太郎 (袋井) 印
丙の {住所
氏名 (印)

